



熊本県公報

第 1 1 7 5 3 号
平成 20 年 11 月 4 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県建設工事共同企業体運用基準の特例に関する基準…………… (監理課) 1
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生…………… (畜産課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5

公 告

- 熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム用サーバ等の
貸借に係る一般競争入札の結果…………… (土木技術管理室) 6
- 非補助土地改良事業施行の適否決定…………… (農村計画・技術管理課) 6
- 開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 指定管理者と募集公告…………… (港湾課) 7
- 「くまもと安心移動ナビ・プロジェクト」システム構築等業務
に係る総合評価一般競争入札…………… (企画課) 8

登 載 依 頼

- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表… (選挙管理委員会) 13
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表… (//) 13
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表… (//) 14
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表… (//) 15
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表… (//) 15
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表… (//) 15

告 示

熊本県告示第 9 6 9 号
熊本県建設工事共同企業体運用基準の特例に関する基準を次のように定める。
平成 2 0 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建設工事共同企業体運用基準の特例に関する基準
熊本県建設工事共同企業体運用基準(平成 7 年熊本県告示第 1 6 4 号)により特定建設
工事共同企業体により競争を行わせる場合における対象工事等の取り扱いについては、平
成 2 0 年 1 1 月 4 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間、同基準第 1 の 1 の (1) ただし
書き規定中、「3 億円以上の工事」を「1 億円以上の工事」とする。

附 則

この基準は、告示の日から適用する。

熊本県告示第 9 7 0 号
家畜伝染病予防法(昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号)第 1 3 条第 1 項の規定により、次のと
おり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。
平成 2 0 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 2 0 年 1 0 月 2 3 日	球磨郡錦町	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年11月4日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木河内 港線	熊本市太郎迫町字本村屋敷 460番、459番合併地先 から 同町字前田 307番1地先まで	前	8.1 ～ 13.5	407.0	道路法 第24 条工事
			後	8.1 ～ 13.5	407.0	
				11.6 ～ 46.3	338.0	

2 区域を変更する期日 平成20年11月4日

熊本県告示第972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年11月4日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	八代市泉町下岳字土生 1985番3地先から 同所 1989番1地先まで	前	7.9 ～ 10.9	103.7	やさ道 交1国
			後	10.3 ～ 11.7	103.7	
主要地方道	小川泉線	八代市泉町柿迫字二重 3587番1地先から 同所 3616番1地先まで	前	8.7 ～ 10.6	132.5	19災 補道
			後	18.3 ～ 94.1	132.5	
一般県道	八代不知 火線	八代市新開町壱号 3番1地先から 同市三楽町参号 58番地先まで	前	11.0 ～ 47.7	412.0	緊道整 (交安)
			後	11.9 ～ 47.7	412.0	

2 区域を変更する期日 平成20年11月4日

熊本県告示第973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年11月4日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町百済来下字三反田 2297番地先から 同所 2204番1地先まで	前	4.7 ～ 8.1	130.0	単防災 (自)
			後	5.4 ～ 23.0		
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字境目 3210番1地先から 同所 3223番1地先まで	前	13.0 ～ 27.6	42.0	緊道整 B防災
			後	13.0 ～ 35.4		
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江丙字西大川内 182番23地先から 同所 182番23地先まで	前	20.5 ～ 22.4	13.3	20災 補道
			後	20.5 ～ 27.5		
主要地方道	有明倉岳線	上天草市松島町教良木 2105番1地先から 同所 2968番8地先まで	前	5.5 ～ 21.0	960.0	単道改
			後	8.0 ～ 39.0		

2 区域を変更する期日 平成20年11月4日

熊本県告示第974号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県宇土市上網田町字二重2601番、2602番、2593番（次の図に示す部分に限る。）、2594番・2595番合併（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇二重2601番、2593番（次の図に示す部分に限る。）、2594番・2595番合併（次の図に示す部分に限る。）、2602番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第975号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿央町合里字北平1121番、1123番、1125番、1126番、1129番1、1129番2、1130番、1131番、1133番2、1135番、1136番、1139番から1141番まで、1145番、1146番、1147番1から1147番3まで、1149番、1150番、1152番、1154番、字石塚1263番1、1263番2、1264番、1267番、1272番、1273番、1277番、1278番、1286番から1290番まで、1291番1、1291番2、1292番1、1293番から1295番まで、1297番から1299番まで、1309番、字中井1353番から1355番まで、1357番から1363番まで、1393番、1394番、1396番、1397番

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次森林については、主伐は、択伐による。
イ 字石塚1289番、1294番、1295番、1297番、1298番、字北平1136番・1140番・1154番・字石塚1264番・1267番・1287番・1288番・1290番・1291番2・1293番・1299番（以上11筆）について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県鹿本地区振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第976号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市木野字深迫1901番（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第977号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町葉木字葉木51番2、51番5、51番11、51番13

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第978号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字海浦字角石1065番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字角石1065番1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第979号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市湯出字大丸985番1から985番4まで、985番6から985番8まで、1027番、又1028番3、又1028番5、又1031番、又1032番、字中村1064番1、1064番2、1064番5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大丸985番1・字中村1064番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第980号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市古里字高寺730番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高寺730番2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第746号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム用サーバ等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部土木技術管理室
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成20年9月9日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECリース株式会社熊本支店
熊本県熊本市水道町8番6号
- 5 落札金額
1,595,055円（うち消費税及び地方消費税の額75,955円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成20年7月28日

熊本県公告第747号

玉名市に事務所を置く玉名市土地改良区理事長 島津勇典から認可の申請があった土地改良事業の施行については、平成20年10月24日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
大堀地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
鯨油地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
共和地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
甲六ノ割地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
祭田下地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年11月5日から平成20年12月3日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所

熊本県公告第748号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
葦北郡芦北町大字芦北字西割南2248番3、同2259番3、同2268番4、同2269番4、同2270番4、同2271番3、同2275番2、同2275番3、同2275番4、同2276番1、同2276番2、同2277番1、同2277番2、同2280番2、同2283番2、同2284番、同2285番、同2286番1、同2287番、同2288番、同2289番2、同2289番3、同2289番4、同2291番4及び同2291番5
10,743.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
鹿本郡植木町大字植木133番地1
株式会社ロッキー

熊本県公告第 7 4 9 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 2 0 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
三角港波多マリーナ(以下「マリーナ」という。)
- (2) 場所
宇城市三角町波多字郷開 2 8 6 4 番地 1 1 5
- (3) 施設の規模等
浮棧橋 3 基
駐車場面積 1, 8 2 3 平方メートル
- (4) 施設の概要
長期使用浮棧橋 2 基、短期使用浮棧橋 1 基、入退場管理システム 1 式、防犯カメラ設備 1 式、駐車場、管理棟 1 棟、浄化槽 1 槽

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の利用調整及び管理に関する業務
- (2) 施設の使用の許可に関する業務
- (3) 施設の維持に関する業務
- (4) その他指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

4 参加資格

- 次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
 - (3) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (4) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (6) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 三角港波多マリーナ指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ク 納税証明書
イ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
ロ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
イ 法人税について未納がないことの証明書
ロ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

(2) 申請書の提出先

熊本県土木部港湾課（県庁行政棟本館 1 2 階）
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話 096-333-2515 F A X 096-387-2461

(3) 提出期間

平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日（火）から平成 2 0 年 1 2 月 5 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後 5 時まで必着とする。

※電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

- (4) 提出部数
9部
- 6 指定管理候補者の選定
平成20年12月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、11月4日(火)から12月5日(金)までの間に、交付する。
- 8 説明会
 - (1) 日時
平成20年11月13日(木)午後2時
 - (2) 場所
マリーナ管理棟内
 - (3) その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
 - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
エ 虚偽の内容が記載されているとき
オ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき
 - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 利用料金収入は、マリーナの維持管理に係る経費に充てる。
 - (4) 問い合わせ先
5の(2)と同じ。

熊本県公告第750号

次のとおり総合評価一般競争入札に付する。
平成20年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
「くまもと安心移動ナビ・プロジェクト」システム構築等業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び業務委託仕様書による。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成21年3月31日まで
 - (4) 履行場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総合政策局企画課
 - (5) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
 - (6) 最低制限価格の設定
ア 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
イ 本競争入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、営業種目として情報処理業務(①情報システム全般の設計、開発維持管理)の入札参

- 加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
- ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成20年11月14日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- 3 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所
熊本県総合政策局企画課特定政策推進室（熊本県庁行政棟本館5階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111（内線 3824） ダイヤルイン 096-333-2015
- (2) 委託業務仕様書等
- ア 閲覧（交付）の期間
公告の日から平成20年11月14日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 閲覧（交付）の場所
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は（1）に記載する場所で交付する。
- (3) 入札説明会
- ア 日時 平成20年11月12日（水）午前10時から
- イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館8階 801会議室
- ウ その他 出席者は、1社につき2人までとする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成20年12月15日（月）午前10時
- イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館7階 701会議室
- (5) 再度の入札
開札後、すべての入札参加者が予定価格を上回った場合は再入札を行う。
- 4 入札方法等
- (1) 入札方法
「入札書」を作成し、3の（4）のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成20年12月12日（金）までに3の（1）に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
ア 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
イ 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、すべての入札参加者が予定価格を上回った場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。

- (3) 落札者の決定方法
 - ア 予定価格の制限の範囲内に入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、総合評価のための提案書を求め、イ及びウの方法により評価を行う。
 - イ 総合評価のための提案書の内容及び仕様書の要求をすべて満たしているか否か等を判定し、これを満たしているものには、別記「落札者決定基準」に示す各項目の評価に依り、700点の範囲内で技術点を与える。
 - ウ 入札価格については、「300点×(1-入札価格×1.05/予定価格)」により点数化し、価格点を与える。
 - エ 上記イ及びウにより算出され、技術点、価格点の合計点数が最も高い者を落札者とす。なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格については、一定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込をした者であつても落札者とならない場合がある。
 - オ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点及び価格点の合計点数及び技術点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これを引かせないものとする。

- (3) 無効の入札
 - ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 記名押印を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - カ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - キ 2以上の意思表示をした入札
 - ク 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - ケ 明らかに連合によると認められる入札
 - コ その他入札に関する条件に違反した入札

- (4) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (6) その他
 - 業務委託仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

5 契約の締結

- ア 契約書作成の要否
 - イ 契約の締結期限
 - ア 平成20年度「地域ICT利活用モデル構築事業」実施要領6(2)に基づく、総務省の承認日から7日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 - ア 落札者決定の日から7日以内とする。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
 - ア 免除する。
- (2) 契約保証金
 - ア 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これを履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。

7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 - ア 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 Summary

- (1) Subject matter of the contract:
To commission business operations for the construction of a guidance system using “Ubiquitous Technology” to make public transportation, tourist sites, shopping districts and public facilities simple and easy to use for all.
- (2) Period of commission:
From the day of contract through March 31, 2009
- (3) Date and place to submit bidding proposal:
Date: 10:00 a.m., December 15, 2008
- (4) Postal deadline to submit bidding proposal:
Bidding proposal must arrive no later than December 12, 2008, 5:00p.m.
- (5) Language and currency to be used for bidding:
Language: Japanese
Currency: Japanese currency only
- (6) Contact information:
Specific Policy Office
Planning Division
Policy Coordination Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Kumamoto-shi
Kumamoto-ken, Japan, 862-8570
Phone: 096-333-2015

別記 落札者決定基準

落 札 者 決 定 基 準

熊本県が発注する「くまもと安心移動ナビ・プロジェクト」システム構築等業務に係る落札者決定基準については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本委託業務の技術的な審査については、「『くまもと安心移動ナビ・プロジェクト』システム構築等業務委託に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において実施する。
- (2) 審査委員会は、提出された提案書が仕様書の要求要件を満たしているかについて判断し、（別添資料）評価基準に基づき点数を付与する。

2 落札者決定基準

- (1) 落札者決定方法
落札者の決定方法については、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書評価による「技術点」と入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者とする。
なお、技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とする。また、技術点及び価格点の合計点数及び技術点の最も高い者が2者以上ある時は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 技術点及び価格点の配分
点数については、1000点とし、得点配分については、技術点を700点、価格点を300点とする。
なお、技術点の評価項目毎の配分は次のとおりとする。

評価項目（大項目）	項目数	点数配分	割合
1. システム構築にあたっての検討方針	3	290	41%
2. システムの保守運用に対する考え方	2	300	43%
3. その他（実施体制及び受託実績）	2	110	16%
合計	7	700	100%

3 技術点の評価方法

(1) 評価基準については、別紙のとおりとする。

(2) 技術点の評価は、「加点項目」の絶対評価により採点を行う。

(ア) 加点項目

評価区分を本委託業務への重要性及び必要性に照らし、「最重要」「重要」「普通」に分け、評価ランクによりA～Dの評価を行い、技術点を与える。

<加点表>

評価ランク		評価区分		
		最重要	重要	普通
A	優れている	150	70	40
B	やや優れている	70	40	20
C	標準的である	40	20	10
D	記載なし	0	0	0

4 価格点の評価方法

価格点の評価は、その入札価格に応じ、点数化するものとする。点数化の方法については、下記算式により算定する。

なお、価格点の計算における小数点の取扱いは、途中の計算では小数点以下第3位で、最後の価格点を求める際には、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

$$\text{「価格点} = 300 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}) \text{」}$$

※価格点の算定方法については、総合評価競争入札事務処置要領第10条第2項による。

「くまもと安心移動ナビ・プロジェクト」システム構築等業務 評価基準

	大項目	小項目	評価内容	評価区分	配点
1	1. システム構築にあたっての検討方針	1. ユビキタス案内パネル(Aタイプ)	複数のFeliCaリーダー／ライターで構成される「ユビキタス案内パネル(Aタイプ)」の仕様の検討にあたって、様々な使い手の立場で利便性の向上等が図れるような方針(考え方)が、具体的に記述されているか評価する。	重要	70
2		2. ユビキタス案内パネル(Bタイプ)	単体のFeliCaリーダー／ライターで構成される「ユビキタス案内パネル(Bタイプ)」の仕様の検討にあたって、様々な設置場所等を想定した方針(考え方)が具体的に記述されているか評価する。	重要	70

	大項目	小項目	評価内容	評価区分	配点
3		3. システムを利用する際の携帯画面	携帯電話の画面の設計や遷移を検討するにあたって、様々な使い手の立場で利便性の向上等が図れるような方針(考え方)が具体的に記述されているか評価する。	最重要	150
小 計					290
4	2. システムの保守運用に対する考え方	1. システムの保守について	システムの保守を効率的に行うため、ソフトウェアに関するシステムの保守内容及びその保守に必要な経費が具体的に記述されているか評価する。	最重要	150
5		2. システムの運用について	拡張性や汎用性等が高い管理運用システムの構築にあたっての方針(考え方)が具体的に記述されているか評価する。	最重要	150
小 計					300
6	3. その他	1. 実施体制について	受託者の体制について具体的に記述されているか評価する。(携帯事業者、コンテンツ事業者等の連携する事業者の能力等も併せて評価する)	重要	70
7		2. 受託実績について	類似業務の受託実績について評価する。	普通	40
小 計					110
合 計					700

登 載 依 頼

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 0 7 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年11月4日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会
委員 長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備 考
金田俊二とまちづくりを促める会	金田 俊二	永田 祐一	菊池郡大塚町大塚1572-11	その他の政治団体
熊本県理学療法士連盟	小川 克巳	岩下 佳弘	熊本市小川2丁目25-35	熊本リハビリテーション学院内
国民新党熊本県第四選挙区支部	松永 真一	竹村 寛治	宇城市小川町江頭128番地1	政 党
自由民主党水上村支部	成尾 政紀	幸野 俊光	球磨郡水上村大字岩野105番地	政 党
政治結社 松崎会	高野 正信	高野 正信	八代市古関中町999-12	その他の政治団体
地域振興・防災研究会	北里 敏明	北里 昭	熊本市木山町119番地	その他の政治団体
寺本順一後援会	前田 敏一	川尻 成美	鯨北郡芦北町大字湯浦233番地5	その他の政治団体
日本共産党熊本県支部	野口 雅幸	中田 弘文	合志市須屋1511-7	その他の政治団体

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 0 8 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年11月4日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会
委員 長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	異動事項	新 旧
あそだ清宇後援会	事務所の所在地	宇城市不知火町御領731千里殖産ビル2F 宇城市不知火町永尾20番地1
落水清弘市政改革推進会	会計責任者	平田 信幸 高橋 秀男
金子やすし後援会	代表者	成尾 政紀 前原 弾郎
熊本県藤井基之薬劑師後援会	代表者	廣田 誠介 佐伯 順一
熊本県藤井基之薬劑師後援会	会計責任者	羽山 悦子 日永田 義治
熊本県薬劑師連盟	代表者	廣田 誠介 佐伯 順一
熊本県薬劑師連盟	会計責任者	羽山 悦子 日永田 義治
ごとう英友後援会	会計責任者	井上 広世 永野 卓
下田こうし後援会	事務所の所在地	熊本市田迎6丁目11-1 上益城郡御船町御船953-1
自由民主党あさぎり町支部	事務所の所在地	球磨郡あさぎり町須恵5871 球磨郡あさぎり町上南2893番地
自由民主党あさぎり町支部	代表者	愛甲 一典 犬童 卓一郎
自由民主党熊本県土地改良支部	代表者	三好 益生 岩下 佑児
自由民主党熊本県防衛支部	代表者	中垣 秀夫 園川 清
自由民主党熊本県水俣市第二支部	事務所の所在地	水俣市月浦54-136 水俣市大黒町2丁目3番22号
自由民主党熊本県薬劑師支部	代表者	廣田 誠介 佐伯 順一
自由民主党熊本県薬劑師支部	会計責任者	羽山 悦子 日永田 義治
自由民主党熊本大樹支部	代表者	原田 武 花田 忠茂
自由民主党相良村支部	代表者	藤田 正臣 豊福 寅熊
自由民主党水俣市支部	事務所の所在地	水俣市月浦54-136 水俣市大黒町2丁目3番22号
自由民主党八代地域支部	代表者	中村 博生 松永 久彦
全国小売酒販政治連盟熊本県支部	代表者	中山 紀雄 松本 隆司
全国小売酒販政治連盟熊本県支部	会計責任者	加登住 建一 竹島 大吉
遠山新也後援会	代表者	遠山 久男 坂本 輝人
原とおる後援会	会計責任者	高山 政博 福正 憲一
原亨政経研究会	会計責任者	高山 政博 福正 憲一
民主党熊本県第1区総支部	会計責任者	松本 幸雄 東 俊男
民主党熊本県総支部連合会	代表者	松野 信夫 松野 頼久
民主党熊本県第3区総支部	会計責任者	井上 広世 永野 卓
民主党熊本県第4区総支部	事務所の所在地	宇土市北段原町159-15 宇土市神馬町708
民主党熊本県第4区総支部	代表者	松野 信夫 鎌田 聡
民主党熊本県第5区総支部	事務所の所在地	八代市本野町463-6 八代市松江町339-7-201
民主党熊本県第5区総支部	代表者	松野 信夫 鎌田 聡
MELON熊本社会活動委員会	代表者	山本 純二 坂本 勇次
よしなが和世後援会	事務所の所在地	水俣市月浦54-136 水俣市大黒町2丁目3番22号

熊本県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年11月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
池田秀男後援会	山鹿市大字平山5679	平成 20/07/07
キャプテン@九州熊本支部	玉名市大浜町4100	平成 20/09/21
藤原政孝後援会	上益城郡益城町惣領1037	平成 19/12/31
しもせ重次後援会	人吉市相良町5番地10	平成 19/12/31
下田こうしを支援する熊本県民の会	上益城郡御船町御船953-1	平成 19/12/31
下田こうし後援会	熊本市田迎6丁目11-1	平成 19/12/31

熊本県選挙管理委員会告示第 1 1 0 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 1 1 月 4 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
金田俊二	町村議	金田俊二とまちづくりを進める会	菊池郡大津町大津1572-11	金田 俊二

熊本県選挙管理委員会告示第 1 1 1 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 1 1 月 4 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新旧
後藤 英友	衆議院	ごとう英友後援会	会計責任者	井上 広世 永野 卓
原 亨	市議	原亨政経研究会	会計責任者	高山 政博 福正 憲一

熊本県選挙管理委員会告示第 1 1 2 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 1 1 月 4 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
池田 秀男	県議	池田秀男後援会	山鹿市大字平山5679	池田秀男